

込んだ実地訓練の取り組みが進んでいる。

今回、平成 18 年（2006）に滋賀県で行われた机上訓練（参考資料 1）と徳島県で行われた実技を交えた机上訓練（参考資料 2）について関連資料を紹介しながら、参加によって得られた知見・課題等を報告する。

両県で行われた発生を想定した訓練については、平成 21 年度 動物由来感染対策（狂犬病予防を含む）技術研修会（厚生労働省健康局結核感染症課主催）で行った「平成 19 年度に徳島で開催された狂犬病の国内発生を想定した実地訓練から学ぶ（有事の際に必要な行政対応における課題点とマニュアル整備等の意義）」の講義資料も参照されたい。

発生リスクのシナリオ設定、医療・獣医療の現場対応、市民・メディア・関連部局間での行政対応や発生時対応に必要な診断・検査・ワクチン等の準備など多くの課題が明らかにされた。

本分担研究の課題である「侵入・不許可動物等の公衆衛生リスク評価と管理に関する研究」の視点からは、発生を想定した対応（実技・机上訓練）と疑似動物を臨床的に判断出来る方法を確立することで、侵入・不許可動物等を想定した我が国の狂犬病サーベイランスが可能になると考えられた。

（3）外国犬不法上陸防止等に関わる課題分析（北海道 根室・網走における不法上陸犬等の実態調査）

「侵入・不許可動物等の公衆衛生リスク評価と管理」の方法を検討するために、北海道根室保健所で開催された、

外交犬不法上陸防止対策連絡会議（北海道根室保健福祉事務所保健福祉部、平成 21 年 11 月 11 日）への参加と外国船から不法なイヌの上陸がしばしば報告されている根室と網走の港について現地視察を行った（参考資料 3）。

根室:外国犬不法上陸防止対策連絡会議（根室保健所にて）では、不法上陸犬による咬傷事故を想定して、対応のシミュレーションを行い狂犬病に対する危機管理の強化が行われた。

課題:ヒト用の狂犬病ワクチン供給体制、加害犬に対応する獣医師・狂犬病予防員へのワクチン接種、加害犬の検疫・捕獲等に関する行政部局間（保健所、動物検疫所、など）の事前調整、獣医師（補助者を含め）の頻繁な咬傷事故、外国船籍内での咬傷事故は国外扱いとなり咬傷犬を国内の係留施設に留め置くことが出来ないため海外帰国者として対処せざるを得ない、狂犬病の感受性動物であり流行媒介可能なキツネへの対策、等が議論された。

なお、北海道では平成 19 年（2007）に「狂犬病対応ガイドライン 2001」を踏まえて、「北海道狂犬病発生対策要領（北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課、平成 19 年（2007）4 月 1 日施行）」と「狂犬病検査マニュアル（平成 19 年（2007）年 4 月改訂）」が作成されて、さらに「狂犬病検査模擬訓練（平成 19 年（2007）3 月 15 日）」が行われた。これにより、道内で発生した狂犬病について実験室内診断を含めた対応が可能になった。

なお、花咲港での外国船の入港は、ここ数年減少傾向にある（参考資料

3：安協だより)。

網走：網走港への外国船の入港も花咲港同様に年々減少傾向にある。

外航商船の入港状況：H15年 390隻、H16年 352隻、H17年 312隻、H18年 215隻、H19年 198隻、H20年 206隻(国土交通省 北海道開発局 網走開発局部集計)。

北海道網走保健所によるロシア船視察でも同様の減少傾向が報告されている。

年度別の視察成績(視察回数、ロシア船舶数、船内係留犬の数、上陸犬の数)：H15年(49回、138隻、24頭、6頭)、H16年(53回、121隻、22頭、3頭)、H17年(33回、64隻、13頭、3頭)、H18年(29回、43隻、12頭、0頭)、H19年(16回、29隻、8頭、1頭)、H20年(18回、62隻、7頭、0頭)。

船内係留犬の存在率は11.3%・27.9%であり、不法上陸犬防止策として首輪・リードのないイヌに首輪・リード用チェーン配布を行っている。

小型外国船の係留場所にはフェンス等はなく、外国船からの上陸犬による市街地への往来、放浪犬や隣接する崖に巣穴のあるキツネとの接触は容易と考えられた。一方、大型船の接岸場所は柵で囲われているが、門と柵の間隙間はイヌや野生動物が往来可能であった。

また、放浪犬の捕獲は網走市が行い、処分を保健所、係留を基本保健所(保健所の敷地内に係留場所がある)が行うといった区分けがされているが、落とし物(遺失物)として警察に届け出があった場合は警察で係留するなど

事例に応じて臨機応変に対処されていた。

(4) 狂犬病のサーベイランスを確立するために必要な疑い動物の臨床判断法の確立に関する研究

我が国における狂犬病のサーベイランスは、輸入動物、侵入動物と不法に持ち込まれる動物、伴侶動物・展示動物、野生動物が対象となるが、発生の見られない我が国の状況では積極的サーベイランスを展開することは困難と考えられる。

しかしながら、フランスでは平成20年(2008)に起きた輸入事例で獣医師による臨床診断とその後の実験室内診断で狂犬病の特定に成功している。

フランス・パスツール研究所の狂犬病担当者に確認をしたところ、「フランスでは狂犬病の発生が見られなくなって以降も、獣医師関係者の間で狂犬病に係わる研修等が継続されており発症が疑われるイヌを効果的に摘発出来る」と話していた。

我が国で行われている咬傷犬診断は、侵入および不法に持ち込まれるイヌ等の摘発を目的とする試行的サーベイランスとして位置づけることが可能である。

狂犬病の疑われるイヌ等の適切な臨床対応および鑑別診断システムの方法を確立することが出来れば、近年の自治体における狂犬病対策マニュアル作成や机上訓練等の取り組みがより現実的、効果的かつ実際的になるものと考えられた。

そこで、タイ赤十字研究所の狂犬病診断部長である Tepsumethanon 博士と狂犬病を発症したイヌの臨床診断につ

いてタイ赤十字研究所と共同研究を進めている佐藤 克博士（狂犬病臨床研究会会長）に研究協力者となっただき我が国で可能な狂犬病の臨床判断プロトコルの作成とその検証を本研究小班で行うこととした。

今年度は、タイの赤十字研究所で研究されている狂犬病の臨床診断基準（V. Tepsumethanon, et al. Six criteria for rabies diagnosis in living dogs. J. Med. Assoc. Thai 88:419-422, 2005.）を日本に導入するために日本版のプロトコル素案作成と、我が国の獣医師・狂犬病予防員による診断基準の正しい理解を可能とするための映像資料の作成と分析を Tepsumethanon 博士と佐藤博士にお願いした。

また、タイ赤十字研究所で行われている狂犬病の臨床診断基準とその検証を我が国で行なうために、自治体の狂犬病予防業務従事担当者等を集めて佐藤博士に狂犬病を発症したイヌの臨床症状について講義をしていただいた（平成 21 年（2009）11 月 5 日、参加自治体：さいたま市、東京都、兵庫県、徳島県、宮崎県、滋賀県、鳥取県）。講義資料を本報告書に添付した（「狂犬病の症状」講義資料、狂犬病臨床研究会、佐藤 克会長）。

現在、参加自治体の研究協力により「狂犬病が疑われたイヌの臨床判断方法（案）」の検証を準備している。

D. 考察

海外では、狂犬病流行地域から狂犬病罹患動物が輸入される事例がしばしば報告されており、我が国で狂犬病が疑われるイヌ等の侵入経路と対応策を考えるうえで有益な情報で

ある。

我が国では、動物等による輸入狂犬病は幸いにまだ報告されていないが、平成 19 年（2007）には、ヒトの輸入狂犬病が同時に 2 例も発生しており、担当医師が狂犬病を疑ってから国立感染症研究所にて行政検査が行われて狂犬病が確定されるまでの関係部局による対応は、「狂犬病対応ガイドライン 2001」が大きく寄与したと考えられた。

社会的に大きなインパクトのある希少な感染症では事前対応型の危機管理が重要であると考えられ、特に、医師等（疑い動物においては獣医師）が希少で臨床経験の無い感染症の臨床診断は容易でない事が改めて認識され、希少かつ重要な感染症では臨床の現場（医師・獣医師）で類似疾患に対して常に鑑別診断が行われる仕組み（啓発・研修等）を構築することが重要と考えられた。

近年、危機管理研修による自治体担当者の意識啓発に続いて、狂犬病の発生を想定した机上訓練と実技を組み込んだ実地訓練の取り組みが進んでいる。

平成 18 年（2006）に滋賀県で行われた机上訓練（参考資料 1）と徳島県で行われた実技を交えた机上訓練（参考資料 2）により、発生リスクのシナリオ設定、医療・獣医療の現場対応、市民・メディア・関連部局間での行政対応や発生時対応に必要な診断・検査・ワクチン等の準備など多くの課題が明らかにされた。

本分担研究の課題である「侵入・不許可動物等の公衆衛生リスク評価と管理に関する研究」の視点から、発生を想定した対応（実技・机上訓練）と疑い動物を臨床的に判断出来る方法を確立することで、侵入・不許可動物等を想定した我が国の狂犬病サーベイランスが可能になると考えられた。

我が国における狂犬病のサーベイランスは、輸入動物、侵入動物と不法に持ち込まれる動物、伴侶動物・展示動物、野生動物が対象と

なるが、狂犬病の発生が見られない現状で積極的サーベイランスを展開することは困難と考えられる。

我が国で行われている咬傷犬診断を侵入および不法に持ち込まれるイヌ等の摘発を目的とする試行的サーベイランスとして位置づけることができる。従って、狂犬病の疑われるイヌ等の適切な臨床対応および鑑別診断システムの方法を確立することが出来れば、近年の自治体における狂犬病対策マニュアル作成や机上訓練等の取り組みがより現実的、効果的かつ実際的になるものと考えられた。

今年度、タイの赤十字研究所で研究されている狂犬病の臨床診断基準を日本に導入するために、日本版のプロトコル素案作成と、我が国の獣医師・狂犬病予防員による診断基準の正しい理解を可能とするための映像資料の記録と分析を始めており、自治体の研究協力による「狂犬病が疑われたイヌの臨床判断方法（案）」の検証を準備している。

E. 結論

本分担研究は、「侵入・不許可動物等の公衆衛生リスク評価と管理に関する研究」を行い、不法上陸犬や輸入コンテナ貨物に迷入した動物による狂犬病等の感染症リスクを低減して、その結果に基づいて特に注意すべき感染症を想定した動物の対応について提言を行うことが目的である。

初年度（平成 21 年度（2009））は、（1）海外における狂犬病罹患動物の不法侵入事例および我が国の関連情報等の分析、（2）狂犬病の発生を想定した机上訓練の実際と課題の検討（我が国に必要な狂犬病サーベイランス）、（3）外国犬不法上陸防止等に関わる課題分析（北海道 根室・網走における不法上陸犬等の実態調査）を行い、（4）タイの赤十字研究所狂犬病診断部の研究協力により、狂犬病が

疑われた動物を臨床判断する方法を我が国に導入して狂犬病の臨床サーベイランスの確立を検証することを可能にした。

F. 健康危機情報

特になし

G. 研究発表

1 論文発表

- (1) Inoue S., Boldbaatar B., Sugiura N., Noguchi A., and Park C.-H. 2009. Rabies. In: Animal Viruses (Maeda A., ed.). RESEARCH SIGNPOST. (in press).
- (2) 井上 智。(3) リッサウイルス感染症（四類感染症）。6 神経疾患。III 疾患別各論編。東京都感染症マニュアル 2009。監修・東京都新たな感染症対策委員会。東京都福祉保険局。、262-263、2009

2 口頭発表

- (1) Inoue, S., Kojima, D., Boldbaatar, B., Sugiura, N., Noguchi, A. and Park C.-H. Histopathogenesis of paralytic rabies in mice following inoculation of the CVS-11 strain into the triceps surae muscle. 43rd joint working conferece on viral diseases of US-Japan Cooperative Medical Science Program. 20-22 July, 2009. Philadelphia, USA.
- (2) Orbina, J.R., Saito, M., Kamigaki, T., SDe Guzman, A., Inoue, S., Noguchi, A., Manalo, D., Demetria, C., Quiambao, B., Segubre-Mercado, E., Miranda, M.E., Suzuki, A., Lupisan, S., Olveda, R., and Oshitani H. Molecular Epidemiology of Rabies in the Philippines. International Joint Forum on Infectious Diseases. 16-17 September, 2009. Bangkok, Thailand.

- (3) 野口 章、青木憲雄、佐藤 克、Boldbaatar Bazartseren、杉浦尚子、加来義浩、奥谷晶子、山田章雄、井上 智。飼育犬の狂犬病ワクチン接種による防御抗体産生能。第 147 回日本獣医学会学術集会、2009、4 月、宇都宮市、茨城県
- (4) 齊藤麻理子、井上 智、神垣太郎、杉浦直子、Boldbaatar Bazartseren、関塚剛史、黒田 誠、鈴木 陽、押谷 仁。フィリピンにおける狂犬病ウイルスの分子疫学的検討。第 50 回日本熱帯医学会大会、2009、10 月、宜野湾市、沖縄県
- (5) 齊藤麻理子、井上 智、神垣太郎、杉浦直子、Boldbaatar Bazartseren、関塚剛史、黒田 誠、鈴木 陽、押谷 仁。フィリピンにおける狂犬病ウイルスの分子疫学的検討。第 57 回日本ウイルス学会学術集会、2009、10 月、東京都
- (6) Inoue S. Research for rabies prevention in Japan. RITM-TOHOKU research collaboration workshop: working towards rabies control in the Philippines. RITM training center, Alabang, Muntinlupa city, the Philippines. April 29-30, 2009.
- (7) Inoue,S. Rabies. Core Curriculum for Zoonosis Control 2009. Global COE (Center of Excellence) Program “Establishment of International Collaboration Centers for Zoonosis Control”, Global COE program Hokkaido University, Hokkaido, 31 August, 2009.
- (8) Inoue, S. Rabies in Japan. Country report. ASEAN plus three workshop on strengthening national rabies programmes. 7-8 September 2009, Hanoi, Vietnam.
- (9) Inoue, S. Rabies in Japan. Rabies in North-Eastern Asia countries. The second rabies in Asia conference (RIACON 2009). 9-11 September 2009, Hanoi, Vietnam.
- (10) 井上 智。狂犬病の予防（発生を想定した取り組み）。狂犬病予防及び動物愛護関係協議会合同会議。九州地区獣医師会連合会。ホテル日航福岡。2009 年、8 月 6 日、福岡市、福岡県
- (11) 井上 智。狂犬病の発生を想定した取り組みについて。宮崎県獣医師会公衆衛生講習会。宮崎県獣医師会。宮崎県総合保健センター。2009 年、9 月 18 日、宮崎市、宮崎県
- (12) 井上 智。人獣共通感染症について知る：社会人として知っておいて欲しいズーノシス。早稲田大学、規範科学総合研究所、レギュラトリーサイエンス教育講座（WT221 シラバス（09 後期））。2009 年、10 月 29 日、早稲田大学、東京都
- (13) 井上 智。狂犬病への取り組み（発生を想定した対応策）。外国犬不法上陸防止対策連絡会議。北海道根室保健福祉事務所。2009 年、11 月 11 日、根室市、北海道
- (14) 井上 智。狂犬病への取り組み（発生を想定した対応について）。平成 21 年度 獣医職研修（初級）。東京都福祉保健局健康安全部。2009 年、11 月 13 日、東京都都庁第一庁舎研修室、東京都
- (15) 井上 智。海外における狂犬病の現状と課題について（狂犬病への取り組み - 発生を想定した対応について）。狂犬病講演会。福井県獣医師会。2009 年、12 月 3 日、福井県職員会館、福井市、福井県
- (16) 井上 智。人獣共通感染症-社会人として知っ

ておいて欲しいブリーノシス。公衆衛生学 III。
2009年、12月17日、東京農工大学、東京都

料（滋賀県県民文化生活部、生活衛生課食の
安全推進室（平成19年1月19日））

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. その他

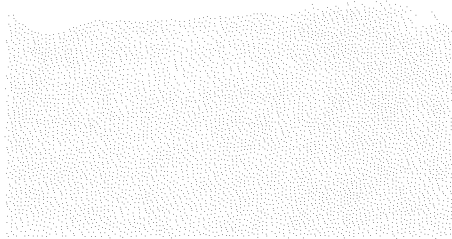
参考資料

1. 狂犬病発生時を想定して行った机上演習の資

2. 狂犬病発生時の机上訓練概要について（徳島
保健所 食品衛生課乳肉衛生係、狂犬病発生時の
シミュレーション（平成19年12月13日）より）

3. 外国犬不法上陸防止対策会議連絡会議資料。
平成21年11月11日、北海道根室保健福祉事務
所保健福祉部（北海道根室保健所）

4. 「狂犬病の症状」講義資料（狂犬病臨床研究
会 佐藤 克会長）



狂犬病犬の症状

狂犬病臨床研究会

The Japan Society of Clinical Study for Rabies

佐藤 克 Masaru SATO, D.V.M.

タイ赤十字研究所における臨床診断基準

Veeraらは1988年から
1996年の間に咬傷事故を
起こして狂犬病と診断された
1,170例のイヌを詳細に検討し、
6項目の基準による振り分けに
より94.6%の正確度で臨床診断
ができたと報告している。



Six Criteria for Rabies Diagnosis in Living Dogs
J Med Assoc Thai 2005; 88(3): 419-22より

タイ赤十字研究所における臨床診断基準

1. 咬傷事故を起こした時点でのイヌの年齢
 - 1ヶ月未満→否定
 - 1ヶ月以上もしくは不明→2に進む
2. その時点での病状
 - 正常もしくは10日以上症状が維持→否定
 - 発症して10日以内もしくは不明→3に進む
3. 病状の進行の具合
 - 急に発症した→否定
 - 徐々に症状が現れたもしくは不明→4にすすむ

タイ赤十字研究所における臨床診断基準（続き）

4. 3～5日間の臨床経過
 - 治療なしで安定もしくは改善→否定
 - 進行もしくは不明→5に進む
5. 旋回運動の有無
 - 旋回運動→否定
 - しないもしくは不明→6に進む
6. 17徴候のうち、2項目以上の該当

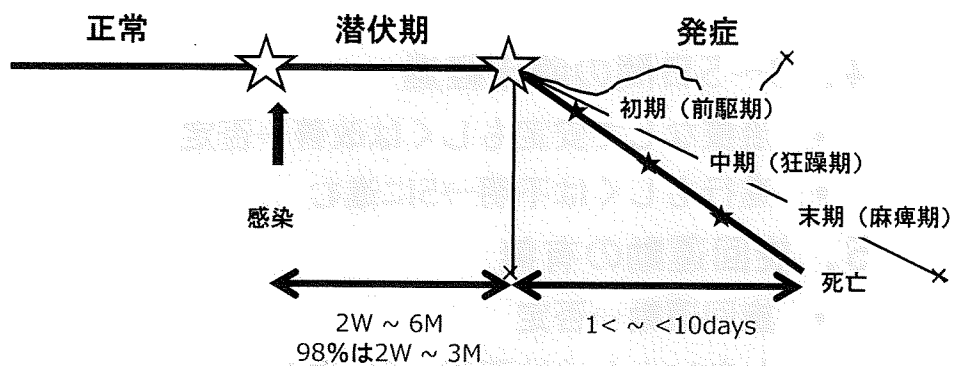
タイ赤十字研究所による17徴候

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 下垂した下顎 | 9. 攻撃 |
| 2. 吠え声の異常 | 10. 理由のない咬みつき |
| 3. 乾燥してぶら下がった舌 | 11. 理由なく走る |
| 4. 自分の尿を舐める | 12. 歩行時の硬直 |
| 5. 水の異常な舐め方 | 13. 落ち着きのなさ |
| 6. 嘔吐 | 14. 檻などを咬む |
| 7. これまでと違う行動 | 15. 嗜眠 |
| 8. 異嗜 | 16. 失調性歩行 |
| | 17. 頻繁な犬座姿勢 |

注目！ 流涎の記述がない

注目！ 麻痺の記述が多い

狂犬病の経過



狂犬病は死に向かって一方向性に推移し、発症から死までの経過は2日以上10日未満である。発症した当日死亡することはない

タイ赤十字研究所による17徴候

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 下垂した下顎 | 9. 攻撃 |
| 2. 吠え声の異常 | 10. 理由のない咬みつき |
| 3. 乾燥してぶら下がった舌 | 11. 理由なく走る |
| 4. 自分の尿を舐める | 12. 歩行時の硬直 |
| 5. 水の異常な舐め方 | 13. 落ち着きのなさ |
| 6. 嘔吐 | 14. 檻などを咬む |
| 7. これまでと違う行動 | 15. 嗜眠 |
| 8. 異嗜 | 16. 失調性歩行 |
| | 17. 頻繁な犬座姿勢 |

日常業務から狂犬病診断へ導くためのフロー

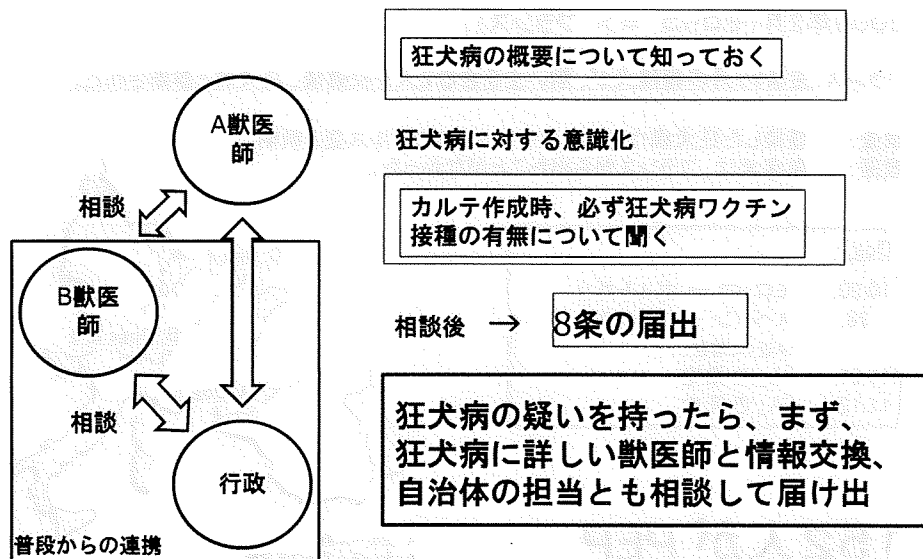


図1. 海外で報告されたイヌ等の輸入狂犬病事例

2008年

- 6月：イラク → USA (国際動物保護活動の一環としてイラクから輸入された生後11ヶ月の雑種犬が発症)
PEP：13 / 28人、同居の23匹 (ネコ1匹) はワクチン接種後に6ヶ月の検査を継続中
- 4月：スリランカ → イギリス (生後8週間の子犬が検査中に発症)
- 3月：ガンビア → ベルギー、フランス (生後6ヶ月の雌の子犬が飛行機で入国後に発症)
PEP：19人
- 2月：モロッコ → フランス (無検査で入国したイヌから3頭目に輸入狂犬病を発見)
PEP：152 / 177人

2007年

- 3月：インド → USA (イヌの保護施設で引き取られた生後約11週令の雑種小犬が輸入2週間後に発症)
PEP：8 / 20人以上
- 2月：北アフリカ → フランス (北アフリカ滞在中に野良犬にかまれて、帰国約3週後に発症)



図2. フランスで報告されたイヌの輸入狂犬病

Eurosurveillance vol.13 2008

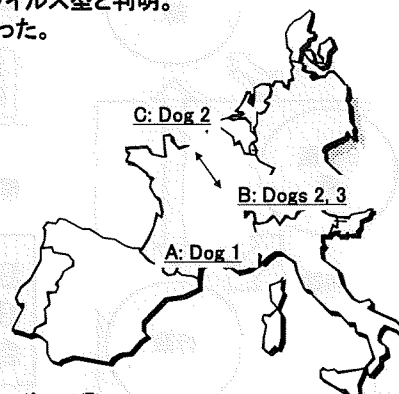
2008年2月(モロッコ => フランス):

フランス: 生後9ヶ月の雑種犬が、飼い主を含む2人を咬傷後、狂犬病と診断された。

検査: 感染した狂犬病ウイルスはモロッコのウイルス型と判明。

履歴: 発症犬は、フランスから出たことがなかった。

Dog 1	
10.20.	モロッコ → ポルトガル
28.	スペイン → フランス (A近くに滞在)
11.01.	「A」に帰宅
11.12.	「A」で死亡



A: ジェール県
B: セーヌ＝エ＝マルヌ県
C: カルヴァドス県

152人が PEP



図3. インドから米国に輸入された狂犬病の子犬

ORIGINAL ARTICLE

Rabies in a Puppy Imported from India to the USA, March 2007

L. Castrodale, V. Walker, J. Baldwin, J. Hofmann and C. Hanlon

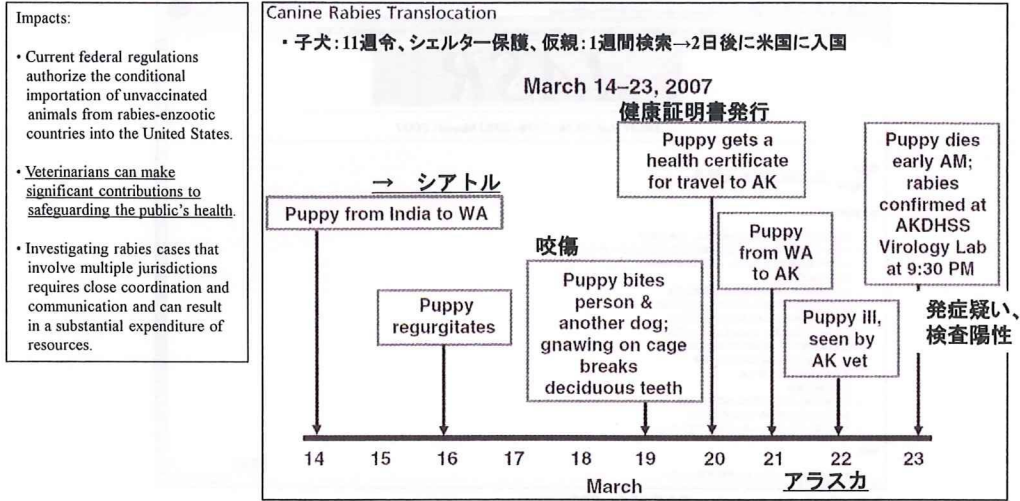


図4. 狂犬病がハワイ州にあわや上陸！

-コンテナ船で狂犬病のコウモリを発見 - (1991)



流通経路を介したコウモリの移動

Constantine, D.G., Geographic translocation of bats: known and potential problems. *Emerging Infectious Diseases*, 9:17-21, 2003.

船による移動:	8例
コンテナ船による移動:	6例
空路による移動:	9例
ペット、展示、研究:	10例
人為的に新しい繁殖地へ移動:	3例

図5. 狂犬病の輸入事例を経験して（2007年3月）

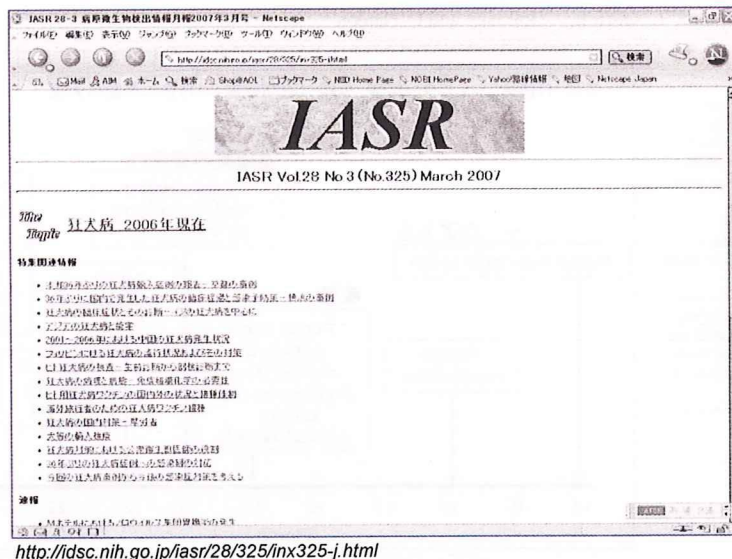


図6. ハワイで起きた狂犬病パニック（1967年）

飼育犬への対応

- ワクチン接種 6万頭
- 致死処分 2,500頭

暴露後のワクチン接種者 131人

狂犬病と診断された動物 27頭

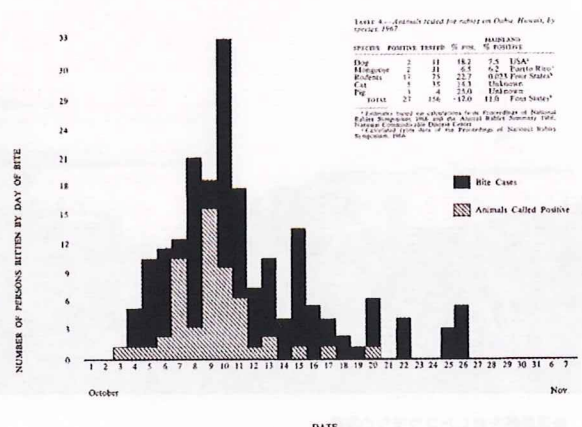


FIG. 3.—Civilians reported bitten, Oahu, Hawaii, October 3 to November 29, 1967.

図7. 迅速かつ適切な対応に必要なネットワーク
あなたの役割は？

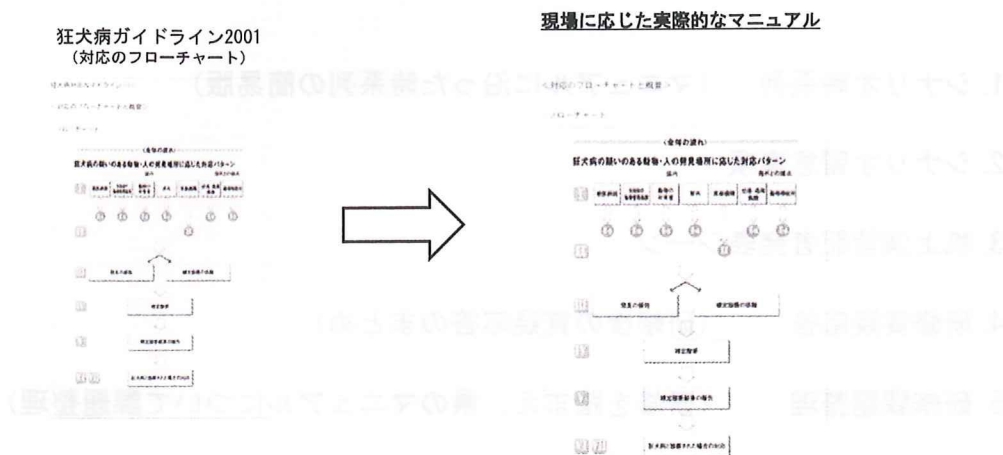
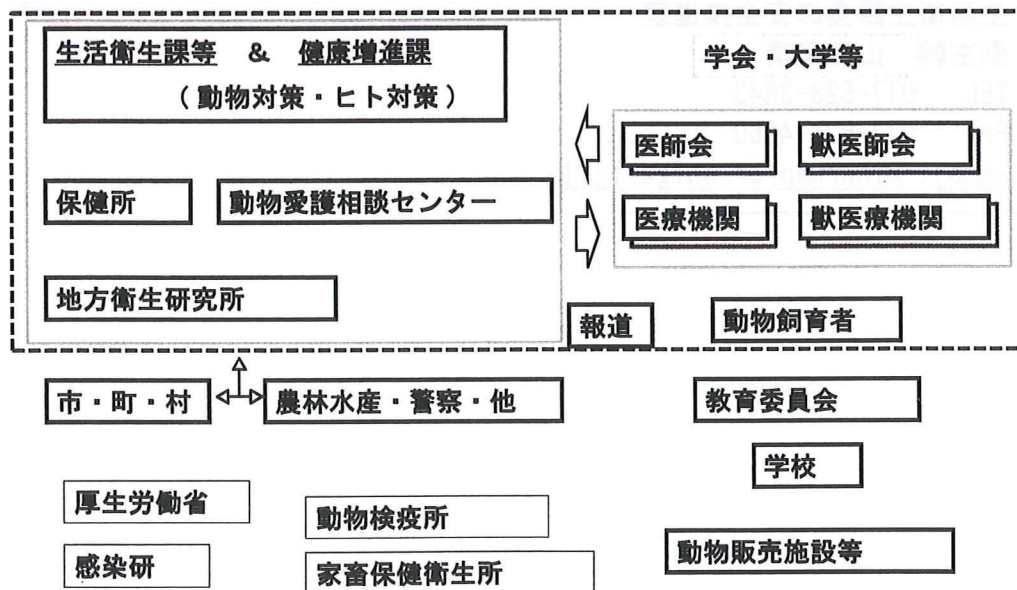


図8. 動物由来感染症（狂犬病を含む）の対応ネットワーク



狂犬病発生時を想定して行った机上演習の資料

1. シナリオ時系列 （マニュアルに沿った時系列の簡易版）
2. シナリオ留意事項
3. 机上演習記者発表シーン
4. 研修質疑応答 （研修後の質疑応答のまとめ）
5. 研修課題整理 （研修を踏まえ、県のマニュアルについて課題整理）

今年度（平成19年度）、動物保護管理センターが、全国の動物関係事業所協議会の研修会で机上演習について発表を予定している。

資料についての照会先：

滋賀県県民文化生活部
生活衛生課食の安全推進室
副主幹 山路美晴
TEL：077-528-3643
FAX：077-528-4860
yamaji-miharu@pref.shiga.lg.jp

1. 狂犬病発生時の机上演習のシナリオ（簡易版）

【第1日】 1 / 2 2	15:00	[探知]	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所から保健所に咬傷犬の通報 ・保健所一次対応
	15:30	[現場到着]	<ul style="list-style-type: none"> ・咬傷犬の確認
	16:00	[犬捕獲]	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護管理センターが到着 犬を捕獲（ナポリタンマステフ、オス） 捕獲の際、職員が咬まれる ・保健所職員は咬まれた人に説明

咬傷犬のため、2週間の経過観察

- ・犬は落ち着かない様子で物音に過敏に反応

【第2日】 1 / 2 3		[経過観察]	<ul style="list-style-type: none"> ・昨日と同様、犬は物音に過敏に反応し、センター職員が異常を感じる → 夕方、念のためビデオ撮影
【第3日】 1 / 2 4	8:00	[経過観察]	<ul style="list-style-type: none"> ・センター職員は疑いを強め、デジカメで動画を撮影。
	9:00	[疑い濃厚に]	<ul style="list-style-type: none"> ・センターから保健所に通報、保健所から生活衛生課にも通報

「狂犬病の疑い」で動くかどうかの協議

- ・マニュアル II-1-(3)

管轄保健所長は、狂犬病予防員、(社)滋賀県獣医師会、診断獣医師等と協議し、狂犬病発生の疑いが濃厚であるかどうか判定する。

- ・この時点で厚生労働省結核感染症課に通報（マニュアル記載なし）
- 専門家の意見も聞きながら「疑い」かどうかの判断

	11:30	[疑いの診断]	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理調整会議への報告 ・疑感染犬発生対応会議の開催を決定
--	-------	---------	--

疑感染犬発生対応会議 マニュアル II-1-(4)

- ・管轄保健所、生活衛生課、センター、関係市町および(社)滋賀県獣医師会で構成する「疑狂犬病発生対応会議」を開催する。

13:00

[対応会議]

- ・ 疑感染犬に対する措置の確認
- ・ 疫学調査および対応の確認

マニュアル記載事項

- ① 保健所長から生活衛生課長に「疑狂犬病発生報告書」
- ② 疑感染犬の隔離と経過観察、殺処分、検体搬送準備
- ③ 生活衛生課より厚生労働省に報告と確定診断の依頼
- ④ 疫学調査：保健所（疑感染犬の入手経路、行動調査等）
センター（同上 および野犬情報の収集）
市町（登録原簿提出、未注射犬リスト作成）
- ⑤ センターによる野犬およびけい留されていない犬対応
- ⑥ 生活衛生課、健康衛生課によりワクチンの確保
- ⑦ 保健所により、確定後に検診と一斉注射ができるよう準備
(実施計画作成)

シナリオでは上記に加え、

- ・ 被害者2名に対する暴露後ワクチンの手配
- ・ 周辺地域の野犬の薬殺準備（部長決裁必要）
- ・ 防疫業務に係る職員の予防ワクチン接種手配

17:00

[咬まれた人に説明]

- ・ 保健所感染症担当と衛生担当が訪問
暴露後ワクチンの説明、咬まれた犬に対する措置説明

20:00

[咬傷犬死亡]

- ・ センターは犬の経過を観察していたが、死亡を確認し、解剖、脳を取り出す。

【第4日】

1/25

8:30

[検体搬送]

- ・ 国立感染症研究所に直接搬入
(衛生科学センター職員に依頼)

マニュアルでは Ⅲ 「狂犬病の確定」の1行

シナリオでは、

- ・ 生活衛生課および健康衛生課：部次長への説明、知事への説明
プレス対応の準備、Q & A作成、相談窓口開設の準備
- ・ 保健所およびセンター：疫学調査、野犬捕獲対応、注射実施計画
の策定、獣医師会への要請、職員のワクチン接種、住民説明準備

17:00

[蛍光抗体検査結果連絡]

- ・ 国立感染症研究所より、蛍光抗体法による
ウイルスの確認の連絡あり
- ・ 狂犬病と診断

蛍光抗体で陽性が出ればその日のうちに狂犬病と診断し、公表が可能。
 蛍光抗体法で±の場合、PCR検査等を実施するため、結果が出るのが翌日以降になる。（この場合の公表をどうするか要協議）

※ いずれの場合も、情報が漏洩した場合の対応は必要

18:00	[確定診断]	・狂犬病対策本部（事務局：生活衛生課） および現地対策本部（保健所）の設置
-------	--------	--

マニュアル IV 確定後の各機関の対応

- ① 生活衛生課：厚労省、近隣府県、市町、警察への通報
 狂犬病の公示と犬のけい留命令
 移動の制限、集合施設の禁止
 獣医師会への要請、関係部局との調整
 相談窓口の設置、プレス対応
- ② 保健所：管内市町、関係機関への通報
 一斉検診と注射、交通の遮断・制限
 人の健康被害防止（相談窓口の設置）
- ③ センター：疫学調査の継続、野犬捕獲対応（薬殺含む）
 動物の遺棄・放棄対策
- ④ 市町：一斉検診、注射への協力
 けい留、捕獲時の広報等の協力
 住民への情報提供
- ⑤ 獣医師会：検診、注射への協力

シナリオではさらに、

- ・防疫地域の確定（最重要地区から重点的に防疫措置）
- ・住民への説明会
- ・ねこの苦情に対する対応
- ・移動制限や交通の遮断はおそらく現実的には不可
- ・動物取扱業者に対する周知

※ 現実にはこの日に確定は出ないかも。その場合は疑いで発表か。

19:00	[記者発表]	・厚生労働省と調整し、同時発表
20:00	[住民説明]	・市役所の協力のもと、周辺地域自治会長を集めて状況と今後の対応説明

最短で検査結果が出た場合はこのような対応になるが、蛍光抗体法で陽性が出なかった場合は、この対応が1日ずつずれる。

【第5日】

1 / 26 以降

[公示とけい留
命令の周知]

- ・保健所、市役所の広報媒体、広報車を利用して周知
(HP、ケーブルテレビ、有線放送、等)

[検診と注射]

- ・開業獣医師と狂犬病予防員の2名体制で各戸訪問
- ・未登録犬や咬傷事故等の情報収集

[薬殺]

- ・昨日の住民説明の結果を受け、再度薬殺の周知

[相談窓口設置]

- ・夕方から毒餌のセット
- ・県庁、保健所に相談窓口の設置
- ・市役所では登録注射の相談

マニュアルでは記載はここまで。

シナリオもこの後は状況説明のみ。

※ でも、現実にはここからが「措置」

【1ヶ月後】

2月下旬頃

[対策本部解散]

- ・重要防疫地域内の検診、注射の終了
- ・新たな発生の情報、咬傷事故等の情報なし
- ・最重要防疫地域内の野犬掃討終了
- ・苦情相談対応も一段落

マニュアルには対策本部の解散時期の具体的な記述はないが、付録に1ヶ月をめぐりとしてタイムスケジュールを記載している。

シナリオでは、対策本部解散後の対応について記載

- ・最重要防疫地域の野犬棲息状況の監視強化
- ・次年度の登録注射の強化のため、キャンペーンの実施

【まとめ】

- ・今回の研修の目的：狂犬病に対する意識付け、発生時の役割分担、平時の対応
- ・狂犬病予防には登録と注射が最も効果的で効率的であることの周知
- ・正しい知識の普及啓発が重要
 - 県民が発生時にあわてないための日頃からの啓発
- マスコミに対し、正しい情報を提供してもらうために平素から情報提供

【課題整理】

- ・犬の追跡調査、他府県との情報共有の仕方（犬がどこから来たかわからない場合）
- ・ねこの苦情増加への対応（捕獲できませんで納得してもらえるか）
- ・野生動物への対応（タヌキ、キツネ等への蔓延防止ができるか、モニタリングは？）

【マニュアルの見直しまたは修正事項】

- ・ 臨床診断で「疑い」とする基準の策定
- ・ 公表の時期と情報管理の方法
- ・ 検体搬送方法および検査機関の見直し
- ・ 防疫地区の指定の方法